

《合算した場合の限度額》

70歳未満の方の場合

区分			自己負担限度額	
上位所得者	所得が 901 万円を 超える世帯	ア	2 1 2 万円	
	所得が 600 万円を超え 901 万円以下の世帯	イ	1 4 1 万円	
一般世帯	所得が 210 万円を超え 600 万円以下の世帯	ウ	6 7 万円	
	所得が 210 万円以下の世帯 (住民税非課税世帯を除く)	エ	6 0 万円	
住民税非課税世帯			オ	3 4 万円

70歳以上の方の場合

区 分			自己負担限度額
現役並み 所得者	Ⅲ	課税所得 690 万円以上	2 1 2 万円
	Ⅱ	課税所得 380 万円以上	1 4 1 万円
	Ⅰ	課税所得 145 万円以上	6 7 万円
一 般 世 帯			5 6 万円
低所得Ⅱの方			3 1 万円
低所得Ⅰの方 ^{㊦1}			1 9 万円

㊦1：低所得者Ⅰで、介護保険受給者が複数いる世帯の場合は、限度額の適用方法が異なります。